

令和 2 年 6 月 10 日現在

機関番号：32689

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K18175

研究課題名（和文）商業メディアの企業性と公共性に関する考察

研究課題名（英文）A study on the private and public nature of commercial mass media

研究代表者

波多江 悟史（Hatae, Satoshi）

早稲田大学・法学大学院・講師（任期付）

研究者番号：10792947

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、商業メディアの企業性と公共性についての考察という観点から、NHKの受信料の合憲性やインターネット同時配信などの最近の問題を取り上げながら、日本での判例や外国での議論について検討した。その結果として、商業メディアの享有する権利構造、とくに公共放送と商業放送の競争における経済的権利の位置づけや、文化国家や文化的生存権との関連における文化的権利の位置づけを明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、ドイツ、イタリア、フランスを素材として、商業放送の自由に関する比較法的特質を明らかにした。また、EUとドイツを素材として、放送の経済的理解と文化的理解の相克についても明らかにした。こうした知見は、NHKの受信料の合憲性やインターネット同時配信を考察するうえで、重要な素材となることも明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research studied Japanese case laws and foreign debates from the perspective of considering the private and public nature of commercial mass media, and clarified the rights structure of commercial mass media, especially the position of economic rights in competitions of a public broadcaster and commercial broadcasters and the position of cultural rights in relation with cultural state and cultural rights of life.

研究分野：公法学

キーワード：メディアの自由 知る権利 公共放送 商業放送 文化国家

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

メディアの自由は、個人の人格的発展を保障する表現の自由とは異なり、多様な情報の流通を確保し、国民の知る権利を保障するものであると理解されてきた。とくに放送の自由については、国民の知る権利を保障するために、国家による放送規律を許容するものであると主張されてきた。

しかし、商業メディアについては、国民の知る権利とは異なるメディアの企業性が強く意識されている。実際に、放送の自由は国家による放送規律を許容するけれども、新聞の自由は国家による新聞規制を許容しないとの主張や、公共放送は国家の規律に服するけれども、商業放送への規制はできるだけ緩和すべきであるとの主張も見られる。したがって、国家の規制程度については、新聞は放送よりも緩和され、商業放送は公共放送よりも緩和されると想定されている。商業メディアは、経営者の表現の自由および営業の自由を根拠にして、国民の知る権利を確保する措置から解放され、市場において経済的利益を追求することが承認されている。

メディアの企業性の憲法保障は、メディアの企業性がメディアの公共性を阻害するという点において、国民の知る権利からメディアの自由を理解する立場とは対立するものである。新聞は放送と同程度の社会的影響力を有しており、商業放送は公共放送とともに国民の意見形成に寄与している。この点で、商業メディアにも国民の知る権利の保障を貫徹することは、重要な憲法上の課題であると考えられる。そこで、本研究では、メディアの企業性の憲法保障という考え方が、いかなる問題構造を有しているのかを検討することにした。

2. 研究の目的

近年の憲法学は、国家が国民の知る権利を確保することを、メディア規制の正当化根拠に位置づけている。しかし、そのなかでも、新聞は国家の厳格な規制を受けないこと、さらに、商業放送に対する国家規制は緩和されることが自明視されてきた。その点で、商業メディアの企業性は、憲法上の保障を享受すると理解されている。そこで、本研究は、新聞と商業放送を対象に、国民の知る権利とメディアの企業性はいかに調整することができるのかを明らかにしようとした。その際には、メディアの企業性の憲法保障を肯定するドイツ憲法学を考察することがとくに重要となるので、日独のメディアの自由の比較を通して、商業メディアが、その企業性にもかかわらず、いかにメディアの公共性を確保するのかを提示することが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

本研究では、主に文献に基づく研究を行った。とくに日本と外国の比較を重視したため、日本語の文献だけでなく、外国語の文献も収集した。さらに、メディア法は様々な領域と関連するため、憲法学だけでなく、行政法学や民事法学の文献も参照し、また、法学だけでなく、メディア学の文献も参照した。さらに、憲法やメディア法に関する学会や研究会に参加し、質疑応答や意見交換などを通じて、研究にとって多角的な視野を拡げることができた。

4. 研究成果

2017年度

本年度は、2017年に最高裁がNHKの受信料制度の合憲性を判断することが予定されていたため、放送の自由に関する日本の判例を検討した。その結果として、民放局設立時における一本化のための行政指導、民放連放送基準の法規範性の有無と程度、民放局による敵対的買収防衛策としての新株予約権発行の適否など、民放局に関する憲法問題について理解を深めることができた。さらに、ドイツの新聞企業を調査するうちに、私企業が社会的役割を果たすのは、メディアという領域に限定されないということが強く意識されたため、研究対象を商業メディアだけでなく株式会社一般に拡大した。商業メディアを私的企業一般のなかに位置づけることによって、商業メディアにおける企業性と公共性の関係をより明確にすることができた。

2018年度

本年度は、ドイツ、フランス、イタリアを比較研究することによって、私人による商業放送の設立運営権の位置づけを明らかにした。三国の放送の自由は憲法裁判所の判決によって形成されてきたが、フランスの商業放送は、公共放送と同じく、内部的多元主義によって規律されるのに対して、ドイツの商業放送は、公共放送とは異なり、外部的多元主義によって規律されている。さらに、イタリアでは、公共放送と商業放送は相互に関係づけられないのに対して、ドイツでは、公共放送と商業放送は一体として理解され、公共放送が最低限度の言論伝達を担う限で、商業放送を導入することが可能とされている。ドイツでは、私人による商業放送の設立運営の権利は、憲法上保障されていないが、立法者が商業放送の導入を決定した場合には、その決定を尊重する結果として保障されている。こうした商業放送の自由理解は、国家による放送介入を批判するとともに、国家による放送規制を撤廃することにも警戒する必要がある日本の状況でも重要な意義を有することを明らかにした。

2019年度

本年度は、NHKがインターネット同時配信を開始することが予定されていたため、インターネット空間における民間放送と公共放送の競争関係について研究した。この点については、放送を経済的に把握するEU法と、放送を文化的に把握するドイツ法を比較することを通して、公共放送が従来の放送空間を踏み越えインターネット空間に進出することで、他の民間放送や新聞

企業との間で公正な競争関係を阻害するものとなることを明らかにした。さらに、商業放送の積極的役割を明らかにするために、経済競争ではなく言論競争を基本原理とする放送法の憲法上の位置づけについて、文化国家論との関連で検討した。文化国家論は、戦後直後、1990年代の国立大学法人化、2000年代以降の文化助成との関連で議論されてきたので、それぞれを検討することによって、国家が文化を保護する義務および市民が保護を請求する権利を憲法 25 条に位置づけることで、文化を形成する放送もその中で把握する可能性を明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 波多江悟史	4. 巻 50
2. 論文標題 新自由主義憲法の批判的分析：Andreas Fisahnの研究を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法の科学	6. 最初と最後の頁 91-100
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 4件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 波多江悟史
2. 発表標題 ヨーロッパの放送の自由の比較法的特質：ドイツ、フランス、イタリアを素材として
3. 学会等名 憲法理論研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 波多江悟史
2. 発表標題 新自由主義憲法の批判的分析：Andreas Fisahnの研究を素材として
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 波多江悟史
2. 発表標題 国家論の再検討：Andreas Fisahn, Staat, Recht und Demokratie, PapyRossa, Koeln, 2018の紹介を通して
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 波多江悟史
2. 発表標題 ヨーロッパの放送の自由の比較法的特質：ドイツ、フランス、イタリアを素材として
3. 学会等名 民主主義科学者協会法律部会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 穴戸常寿（編）	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272
3. 書名 新・判例ハンドブック情報法	

1. 著者名 斎藤一久 = 城野一憲（編）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 250
3. 書名 教職のための憲法	

1. 著者名 岡田順太 = 淡路智典 = 今井健太郎（編）	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 132
3. 書名 判例キーポイント憲法	

1. 著者名 憲法理論研究会（編）	4. 発行年 2019年
2. 出版社 敬文堂	5. 総ページ数 312
3. 書名 憲法の可能性	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----